

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠)	<p>①公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)の被認定者への公正な補償給付、同法による健康被害予防事業の推進並びに環境汚染による健康影響の継続的監視等により、被認定者の補償を着実に実施するとともに、健康被害の予防及び健康の確保に努めた。</p> <p>②公害被害補償基礎調査は、公害診療報酬明細書を点検することによって、各自治体での審査状況について把握等を行い基礎資料の作成を行っているものであり、参考値として、入院外の公害診療報酬明細書1件あたりの金額が前年度に比べて大きく変化した自治体の割合を記載している。本調査を継続して行い、自治体にフィードバックすることで、公害診療報酬の不正請求の未然防止を含め、公害健康被害補償制度の円滑な実施運営を図ることに貢献した。</p> <p>③(独)環境再生保全機構が実施する公害健康被害予防事業については、第三期中期目標及び第三期中期計画に基づき、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、効果的かつ効率的な業務を行っている。当該計画において、事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち80%以上のもので満足が得られるようにするとの目標値が設定されているところ、当年度においても目標を達成した。</p> <p>④公害健康被害の補償等に関する法律第46条に基づき各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業については、当該事業に参加した者の延べ人数の割合が80%を超えることを目標とし、平成21年度から平成25年度までについては達成し、被認定者の健康確保に貢献した。</p> <p>⑤環境保健サーベイランス調査は、中公審査申及び附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察し、何らかの傾向が認められる場合には、その原因を考察し、大気汚染との関係が認められる際には、必要な措置を講ずることを目的としたものである。調査対象者数及び調査対象者の同意率について本調査の信頼性が確保できる数値を設定しており、毎年、信頼性のある調査を行い、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係に係る定期的・継続的な観察を行うことで、必要な措置を講ずる必要がないことを確認することに貢献した。</p>			
	施策の分析		<p>○公健法旧第一種指定地域を管轄する自治体による公害診療報酬明細書等の支払い等状況を集計・点検し、他自治体分も含めて各自治体にフィードバックすることによって、各自治体での円滑な制度運営に資するよう努めている。</p> <p>○公害健康被害予防事業については、当該事業を実施している(独)環境再生保全機構において、ぜん息等患者や地域住民から聴取したニーズ及び事業参加者に対して実施している事業実施効果の測定・把握に係るアンケート調査の結果を踏まえた事業の効率化と重点化のための事業メニューの見直しを続けており、ぜん息患者等の期待に応えた事業を継続して実施している。</p> <p>○公害保健福祉事業として、(1)リハビリテーションに関する事業、(2)転地療養に関する事業、(3)家庭における療養に必要な用具の支給に関する事業、(4)家庭における療養の指導に関する事業、(5)インフルエンザに係る予防接種の費用の助成に関する事業の5事業を43自治体で実施し、被認定者に対する割合として80%を超える参加を得ている。</p> <p>○環境保健サーベイランス調査については毎年継続的に3歳児調査(平成8年度～)及び6歳児調査(平成16年度～)の各6万人を超える調査対象者のぜん息等健康状態と大気汚染の関連を評価し、結果公表をしている。</p>			
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	公健法の被認定者への公正な補償給付等及び同法による健康被害予防事業の推進並びに環境汚染による健康影響の継続的監視等により、被認定者への補償を着実に実施するとともに、健康被害の予防及び健康の確保に努めていくことが重要であり、今後も継続して、迅速かつ公正な補償並びに被害の予防及び健康の確保に資する施策を実施していく。	【測定指標】	上記のとおり、いずれの測定指標についても目標を達成しているものの、依然として被認定患者が多数存在すること、また、大気汚染等による健康被害を予防し、健康確保を図っていく必要があることから、本施策の必要性・重要性は高く、本施策の実施にあたっては、これまでの測定指標を継続していく。	
学識経験を有する者の知見の活用	補償給付については、指定疾病に係る専門家からなる認定審査会における審査をもって適正な給付を確保している。また、環境汚染による健康影響の継続的監視においては、臨床、疫学等の専門家からなる検討会において調査方法の妥当性、結果の評価を行っている。					
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報						
担当部局名	環境保健部 企画課 保健業務室	作成責任者名 (※記入は任意)	酒井 千冬 横田 雅彦	政策評価実施時期	平成27年6月	

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(環境省26-③)

施策名	目標7-2 水俣病対策					
施策の概要	水俣病については、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法等に基づき、水俣病被害者の救済対策、水俣病発生地域の環境福祉対策の強化を図る。また、水俣病経験の情報発信と国際貢献及び環境学習等を通じた水俣病発生地域の再生・融和・振興の促進並びに水俣病に関する総合的研究を進める。					
達成すべき目標	水俣病認定患者に対する迅速な補償給付 水俣病発生地域における医療・福祉対策の推進 我が国の経験や技術を活かした情報発信と国際貢献 環境学習等を通じた水俣病発生地域の再生・融和の促進 水俣地域の環境資源を活用した地域振興・経済活性化					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	14,961	14,605	15,253	15,149
		補正予算(b)	16,049	530	△446	-
		繰越し等(c)	36	△275	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	31,046	15,135	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	30,942	14,727	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」及び同法に基づく「救済措置の方針」					

測定指標	①水俣病患者に対する療養費の支給の進捗状況	年度ごとの目標値	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成	
			水俣病被害者手帳等保有者に対する療養費(はり・きゅう施術費・温泉療養費含む。)を着実に支給					年度	-	-
	②離島等医療・福祉推進モデル事業の参加者数(医療・福祉におけるリハビリテーション強化等支援事業)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	○	
		-	11,431	18,440	18,658	18,531	18,944	18,000		
	年度ごとの目標	-	-	18,000	18,000	18,000				
	③水俣市水俣病資料館の来館者数(水俣病に関する情報発信事業)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	×	
		-	42,321	46,528	48,688	48,235	41,824	50,000		
	年度ごとの目標	-	-	-	-	50,000				
	④学校訪問事業の参加者数(水俣病の教訓を通じた普及啓発事業)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	-	
		-	-	3,832	4,210	11,900	8,007	10,000		
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-				
⑤水俣市観光客入込数(水俣地域の経済活性化)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成		
	年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	29年度	○		
	-	405,743	368,892	436,978	587,136	520,253	481,000			
年度ごとの目標	-	-	-	469,000	472,000					

<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>①「公害健康被害の補償等に関する法律」(昭和48年法律第11号)、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定)等に基づき、あたる限りの救済に向けて最大限の努力を行っているところ、療養費の支給については滞りなく着実に実行されている。</p> <p>②離島等医療・福祉推進モデル事業(リハビリテーション強化等支援事業)の年間利用者数について、実施箇所を現在と同じ4箇所に加えた平成23年度以降、18,000人超の利用者があることから、18,000人を目標値と設定している。平成26年度においては、18,944人の利用があり、目標を達成し、水俣病発生地域の医療・福祉レベルの向上に貢献している。</p> <p>③水俣病に関する情報発信の進捗割合を測る指標として、水俣病資料館の来館者数を測定指標に設定した。平成26年度は、東日本大震災の被災地である福島県等からの視察受入の一巡(平成23年度から平成25年度)及び資料館改修の影響等もあって平成22年度以前の水準となったが、引き続き40,000人以上の者が来館していることから、情報発信が着実に推進されている。</p> <p>④水俣病の経験と教訓等を伝えることで水俣病に関する偏見や差別をなくし、地域社会の再生・融和を推進する本事業の指標として、水俣病発生地域の学校を中心に訪問し、語り部等との交流を通じて水俣病について学ぶ啓発事業の小・中・高校生等の参加者数を測定指標に設定した。平成25年度は事業対象を拡大した初年度ということで顕著に指数が伸びているが、平成26年度においても事業開始年度(平成23年度)の2倍超となっており、環境学習を通じた地域の再生・融和に寄与している。</p> <p>⑤水俣地域の地域振興、経済の活性化の指標として、水俣地域への観光客の入込数を測定指標とした。平成26年度については、水俣条約外交会議の開催等により入込数が大幅に増加した平成25年度に比べ減少しているものの、目標値を上回る実績であり、地域振興事業を通じて地域経済の活性化に貢献している。</p>
<p>評価結果</p> <p>施策の分析</p>	<p>平成26年度の水俣市水俣病資料館の来館者数については、平成25年度までに視察受入が一巡したこと及び平成26年度の施設改修を要因として平成22年度以前の水準になったものと推察されるが、平成27年度については、施設改修が終了したこと及び水俣病公式確認60年に向けた情報発信等取組の強化を行うこととしており、来館者数は再び増加傾向に転じるものと考えられる。</p>
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <p>①水俣病患者に対する療養費の支給</p> <p>【測定指標】</p> <p>水俣病患者手帳等保有者に対する療養費の着実な支給が事業に求められる成果であるため、引き続き同様の測定指標とする。</p> <p>【施策】</p> <p>②医療・福祉におけるリハビリテーション強化等支援事業(離島等医療・福祉推進モデル事業の参加者数)</p> <p>【測定指標】</p> <p>継続的安定的に実施されるべき事業であることから、引き続き同様の測定指標とする。</p> <p>【施策】</p> <p>③水俣病に関する情報発信事業(水俣市水俣病資料館の来館者数)</p> <p>【測定指標】</p> <p>第5次水俣市総合計画が平成29年度までの期間設定となっているため、同期間中においては引き続き当該指標及び目標値を用いる。</p> <p>【施策】</p> <p>④水俣病の教訓を通じた普及啓発事業(学校訪問事業の参加者数)</p> <p>【測定指標】</p> <p>年度による事業対象者数の変動幅が大きいことから、事業対象を拡大した平成25年度以降の平均値を目標値として、平成27年度から新たに設定する。</p> <p>【施策】</p> <p>⑤水俣市観光客入込数</p> <p>【測定指標】</p> <p>第5次水俣市総合計画が平成29年度までの期間設定となっているため、同期間中においては引き続き当該指標及び目標値を用いる。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>環境省政策評価委員会における指摘に基づき、「水俣病に関する普及啓発事業参加者数」を指標として追加した。</p>
------------------------	------------------------------------------------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>—</p>
----------------------------------	----------

<p>担当部局名</p>	<p>環境保健部</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>名越 究</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年6月</p>
--------------	--------------	---------------	-------------	-----------------	----------------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-33)

施策名	目標7-3 石綿健康被害救済対策					
施策の概要	石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。					
達成すべき目標	石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。また、石綿による健康被害の予防に関する調査研究を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	688	771	695	700
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	688	771	(※記入は任意)	
	執行額(百万円)	579	648	(※記入は任意)		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	1. 石綿法に基づく認定業務の進捗状況(療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数)	基準値	実績値					目標値	達成
		18年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度	○
		173日	175日	164日	130日	115日	116日	120日	
		年度ごとの目標値	140日	140日	140日	140日	120日		
	2. 7地域における環境リスク調査の進捗		施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度末までに、5,831人に対して、問診、胸部X線検査、胸部CT検査等を実施し、石綿関連疾患の健康リスクに関する実態を把握。 ・その結果、中皮腫(6人)、肺がん(29人)、その他の疾患(84人)の早期発見につなげたほか、労災制度(6人)、救済制度(7人)による医療費等の早期支援につなげた。 ・これまでの調査によって一定の知見等が得られたことを踏まえ、平成27年度以降の健康管理の在り方について検討を行った。 					26年度	○	

全国7地域で5年間(平成22～26年度)調査を実施し、石綿ばく露者の中・長期的な健康管理の在り方を検討するための知見を収集。

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 <ul style="list-style-type: none"> 石綿健康被害の迅速な救済を図るため、認定・不認定の決定までの平均処理日数を、平成18年度の173日から2割短縮することとし、目標値を140日に設定していたところ。その後、(1)事務手続の効率化、(2)申請時に必要な書類に関する医療機関への周知、(3)申請書類に不足がある場合に(独)環境再生保全機構から医療機関に直接資料の提出を依頼、(4)審査分科会の段階で中皮腫、肺がんとして蓋然性が高いと判定された案件について、判定小委員会の審査を経ずに(独)環境再生保全機構に判定結果を通知する仕組みを構築、(5)石綿繊維を計測するための電子顕微鏡の導入、などの様々な取組を実施した結果、平成25年度の実績では115日まで平均処理日数の短縮が図られ、目標を達成した。これを受けて、また、今後申請者が増加することが予想されることも踏まえ、平成26年度は目標値を120日に設定し、同年度は116日と目標を達成した。これらの取組により、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、平成26年度末までに10,170件(平成25年度末:9,471件)が認定され、被害者及び遺族の救済は着実に進んでいる。 第2期石綿の健康リスク調査は、石綿ばく露者の健康管理の在り方を検討するための知見の収集を目的としており、平成24年度までの調査結果に基づき、平成26年3月に「石綿の健康影響に関する検討会」の報告書を取りまとめたところである。同報告書では、主な結果として、(1)有所見者や医療の必要があると判断された者は、初回受診時に多く2年目以降は大幅に少ない、(2)女性よりも男性に多い、(3)低年齢よりも高齢に多いなどを挙げるとともに、健康管理によるメリット(疾患の早期発見、労災制度・救済制度による早期支援)とデメリット(検査に伴う放射線被ばく)についても定量的な考察を行った。また、同報告書では、これまでの健康リスク調査により一定の知見等が得られたことから、第2期調査終了後の平成27年度以降は、データ収集を主な目的とする調査ではなく、石綿検診(仮称)の実施に伴う課題等を検討するためのフィージビリティ調査として位置づけることが考えられるとの方針が示された。同報告書の提言を踏まえて、平成27年度以降の健康管理の在り方について検討を行い、平成27年度から石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査を実施しているところである。
	施策の分析	<ul style="list-style-type: none"> 石綿健康被害の認定業務については、平成25年度から平成26年度までは平均処理日数120日以内となっている。 石綿の健康リスク調査については、平成18年度から平成25年度までの調査結果を取りまとめ、公表した。平成27年度に石綿の健康リスク調査の総括を行うこととしている。 石綿の健康リスク調査で得られた知見に基づき、石綿の健康リスク調査終了後の検討を行った結果、平成27年度より石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査を実施しているところである。
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 石綿法に基づく認定業務については、引き続き着実に実施する。 石綿の健康リスク調査で得られた知見を踏まえ、平成27年度より石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査を実施していく。 <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 石綿健康被害の認定業務の測定指標として、申請から認定不認定の決定までの平均処理日数を引き続き用いる。 平成27年から行う石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査では、健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討を行うことを測定指標とする。

学識経験を有する者の知見の活用	石綿の健康リスク調査に関しては、石綿の専門家や地方公共団体の関係者からなる石綿の健康影響に関する検討会において専門的な検討をいただいているところ。
-----------------	---------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	石綿の健康影響に関する検討会報告書(これまでの「石綿の健康リスク調査」の主な結果及び今後の対応について(平成26年3月))
---------------------------	---------------------------------------------------------------

担当部局名	総合環境政策局環境保健部企画課石綿健康被害対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	石綿健康被害対策室長 眞鍋 馨	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	--------------------------	--------------------	--------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-34)

施策名	目標7-4 環境保健に関する調査研究					
施策の概要	<p>近年様々な健康被害をもたらしていると指摘されており、国民的な関心は高いが因果関係は科学的には明らかにされていない環境因子について、調査研究を推進する。</p> <p>① 花粉症についての情報や花粉の飛散予測等について、一般に情報提供を行い、花粉症の発症・増悪の予防を進める。</p> <p>② 黄砂の健康影響についての実態を明らかにし、必要に応じて適切な対応を検討する。</p> <p>③ 熱中症や紫外線、電磁界の健康影響について、科学的な知見を収集し、一般に普及啓発を行う。</p>					
達成すべき目標	花粉症、黄砂の健康影響、熱中症や紫外線、電磁界の健康影響について調査研究を進めるとともに、一般への普及啓発をはかる。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	26	26	67	67
		補正予算(b)	-	-	0	-
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	26	26	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	28	27	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	①花粉飛散モデルによる予測総花粉量と実際の総花粉量の寄与率(R ²) (*22年度はスギのみ)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度	×
		-	31.2%*	63.6%	21.7%	73.0%	28.5%	60%	
		年度ごとの目標値	-	-	-	60%	60%	-	
	②黄砂による健康影響に係る調査対象者数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	28年度	×
		-	-	-	-	50	78	208(累計)	
	年度ごとの目標	-	-	-	50	100	-		
	③自治体からの希望に応じて作成した熱中症啓発資料 (リーフレット2種、はがき、カード)単位:千部	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度	-
		-	-	-	1343	1,366	2,539	-	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	
	④自治体向け講習会参加自治体における暑くなる前から熱中症対策を行っている自治体の割合	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度	-
		-	-	-	-	89.8%	99.2%	-	
年度ごとの目標		-	-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない (判断根拠) ①:花粉の飛散量予測については、予測制度に関する指標として、各地の予測花粉量と実測花粉量との相関を元にした寄与率を指標として設定した。近年の状況を見ると、予測精度は年度によってバラつきがあるが、平成26年度は大雪の影響等もあり達成できなかった。 ②:黄砂による健康影響に係る調査については、ぜんそく患者と黄砂飛散との関連性について調査を行っており、正確な結果を得るためには一定以上の調査参加者を確保する必要があることから、その人数を目標として設定した。昨年度はパイロットスタディ時より患者を増やし、100人を目標としたが、地域内の小児ぜんそく患者数自体に限りがあることから、これに満たない数となった。 ③、④:熱中症に関する普及、啓発事業のについては、各自治体でどの程度熱中症に関する意識付けがなされているかどうかの指標として、自治体からの希望に応じて作成する熱中症普及啓発資料の部数及び講習会に参加した自治体における「暑くなる前からの熱中症対策実施割合」を指標として設定した。資料の作成部数が前年度と比較して100万部以上の増加見られることや、ほぼ100%の自治体が暑くなる前から熱中症対策を行っていることを踏まえると、各自治体において一定の意識付けがなされているものと考えられる。		
	施策の分析	①花粉の予測については、平成26年度は3回の報道発表を行い、国民への情報提供を行った。 ②黄砂による健康影響については、計画に沿って疫学調査を行い、知見の収集を行った。 ③、④の熱中症対策については、自治体からの要請等に基づき、各地で適切な対策がとられるよう取組を推進している。 ※熱中症と気候変動、ヒートアイランド※ 今後、気候変動の進行によって熱ストレスがさらに増大した場合、ヒートアイランド現象の悪化、これらに伴う熱中症の増加についても懸念されることから、目標1-1「地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり」に記載された適応を含む気候変動対策、また、目標3-2「大気生活環境の保全」に記載されたヒートアイランド対策とも③、④熱中症対策の成果について情報提供を行うなど連携を図る。		
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ①花粉の予測については、予測精度の向上に限界があることや民間でも同様の予測が行われていること等を踏まえ、事業のあり方を検討する。 ②黄砂の健康影響については、平成28年度までの計画で疫学調査が実施されていることから、引き続き計画に沿って調査を実施するが、指標については再検討を行う。 ③、④熱中症対策については、各自治体からの要請が非常に増えていることから、引き続き効率的な対応に取り組んでいく。 【測定指標】 ①花粉の予測については、今年度は引き続き本指標を用いるが、事業のあり方について今後、検討を行う。 ②黄砂の健康影響については、疫学調査が平成28年度までであることから、引き続き本指標を用いるが、目標患者数については、平成26年度の実績及び地域の患者数の実態を踏まえて再検討した。 ③、④熱中症対策については、自治体において暑くなる前の対策が進んできていることから、普及啓発の効果に関する指標を今後検討する。		
	学識経験を有する者の知見の活用	花粉の飛散量予測については、有識者を集めた「花粉飛散予測及び動態に関する検討会」を開催し、実施している。黄砂の健康影響については、有識者を集めたワーキンググループを開催した上で実施するとともに、「微小粒子状物質等疫学調査研究検討会」で進捗を発表している。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成26年度 花粉症に関する調査・検討報告書 平成26年度 黄砂による健康影響調査検討業務報告書			
担当部局名	環境保健部 環境安全課	作成責任者名 (※記入は任意)	政策評価実施時期	平成27年6月